

(仮称) 朝霞市手話言語条例 (案) に関する意見について

1 パブリックコメント実施概要

(仮称) 朝霞市手話言語条例 (案) に関するパブリックコメントは、以下のとおり実施しました。

① 内容	(仮称) 朝霞市手話言語条例 (案) について、市民の皆様から意見を募集しました。
② 意見募集期間	平成27年6月1日 (月) ~平成27年6月30日 (火) まで 30日間
③ 意見提出対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住、在勤、在学の方 ・市内に事務所、事業所を有する個人および法人 ・この条例案に利害関係を有する方
④ 公表資料	・(仮称) 朝霞市手話言語条例 (案) の概要
⑤ 提出意見数	計12件 内訳/個人：11件 団体：1件 提出方法内訳/E-mail：11件 FAX：1件

※パブリックコメントに多数ご意見をいただきありがとうございました。

個人名が特定されるもの、掲載することが不適切と思われるもの及び意見提出対象者以外の方からのご意見については、掲載しておりません。

2 (仮称) 朝霞市手話言語条例 (案) に関するパブリックコメントへの対応 12件 (個人11件、団体1件 計12件)

No.	意 見	対 応
1	<p>手話言語条例案について、手話の定義をあいまいにせず、はっきりと示すことが大切である。</p> <p>手話の定義をはっきりと示さないと、「手話言語条例」のタイトルと中身が矛盾する条例となってしまう。</p> <p>現在、日本において、様々な手話が存在する。</p> <p>「日本手話」「日本語対応手話 (音声付手話といたりする。助詞や文末 (ですやます) を指文字で表すことが多い。)」 「同時法手話 (音声付手話であるが、助動詞などの活用形を決まった手話で表す (～られる、～されるなど)」 「中間手話 (音声付手話であるが、助詞を指文字で表さず、名詞や動詞や形容詞のみ手話で表す」「指文字 (指文字を手話の一部と考えるなら、全て音声日本語を全て指文字で表す方法) (茨城のろう学校の教育方法)」</p> <p>その中で、手話言語というものは、「日本手話」のみということが学術的・科学的にも立証されている。色々な言語学者などの方々による、論文や文献において、確立されている。</p> <p>例えば、「言語学大辞典 (三省堂) の「手話言語」の定義」として、「手話言語とは、聾者間または聾者と健聴者間に使用される、非音声の手指の動きを中心とした身振りの一定の体系に基づいた言語である」と記述されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条例案では、「日本手話」を「言語」として定義しております。

このようなことから、手話言語とは、「日本手話」ということが学術的に立証されているものである。

「手話言語」は音声付ではなく、非音声なのである。音声とは音声日本語であり、二つの言語を同時に使用することは不可能なのである。

英語と日本語を同時に話すことが不可能であると同時に、文法体系が異なる「音声言語（日本語）」と「手話言語（日本手話）」を同時に話すのは不可能なのである。

しかし、現実的に難聴者や中途失聴者やサークルで学ぶ健聴者が使う、音声と一緒に手話を表す「日本語対应手話」なども存在する。

これらは、言語的視点で分析すると、「手話言語」ではなく、「日本語」という言語である。

音声の「日本語」の単語を手で見える形に表したものである。言語的には手話言語の文法体系を有してなく、日本語の言語そのものなのである。

「日本語対应手話」や「同時法手話」や「中間手話」などこれらの手話を、「手指日本語（日本語を手や指の形で表したものとという意味）」という語にしようとして書かれている文献や論文もあるが、まだ一般的に広まっていない。

「日本語対应手話など」は手話言語ではないが、コミュニケーション手段である。

難聴者や中途失聴者は、第一言語として日本語を習得している。しかし、音声で相手とのコミュニケーションが図れないので、日本語を目で見える形にする「日本語対应手話など」は、相手とのコミュニケーションがスムーズになる大切なコミュニケーション手段である。

手話言語としての「日本手話」とコミュニケーション手段としての（言語としては日本語）「日本語対应手話など」をきちんと区別して定義する必要がある。

手話言語条例の中で、手話の定義をあいまいにして、「手話」のみの表記だと、その「手話」が手話言語としての「日本手話」や手話言語ではない「日本語対应手話など」も含まれるということになってしまう。

手話言語条例として矛盾するものになってしまう。

しっかりと手話の定義として、手話言語としての「日本手話」であるということを表記する必要がある。

手話の定義を示さず、あいまいのままであると、様々なリスクや問題が生じる。

手話の普及となると、「日本手話」を普及させるのか、「日本語対应手話など」を普及させるのか、あいまいになってしまう。

「日本手話」を教えるためのカリキュラムは存在するが、「日本語対应手話」は誰が教えるのか。「日本語対应手話」を教えるためのカリキュラムは存在しない。

現実的に、鳥取県の条例で、定義をはっきりと示していないため、手話の普及の部分で、日本手話を言語として使用するろう者が教えるのではなく、音声付手話を使う健聴者が「日本語対应手話」を教えている問題が生じている。

それらの手話を教えても、手話言語として日本手話を使用するろう者とコミュニケーションが成り立たないのである。

手話言語条例とうたっているのも関わらず、実際にはろう者が言語として使用する日本手話ではない、ろう者と会話成り立たない、本末転倒である。

群馬県の条例でも手話の定義を定めていない。朝日新聞で群馬県の条例について記事が載っていたが、群馬ろう学校の幼稚部で手話を使うようになったと載っていた。

しかし、記事の文章は、「県立聾学校幼稚部の教室で、園児らが手話をしながら声を出して歌を歌っていた。・・・先生たちも言葉と同時に手話を使って歌った。」と記述されている。

ろう学校で使われている手話は、手話言語としての「日本手話」ではない。音声付の日本語なのである。実際にろう学校の子どもたちは、子供同士で言語としての日本手話を獲得しているが、ろう学校現場では、それが認められないということである。

子どもたちが、日本手話で話すことを認めず、必ず声を出すように強制されるのである。それは、すなわち「日本手話」という言語の使用を認めないという言語権の侵害にもなる。

先生たちは音声付で「日本語対应手話」で話しても、子どもたちが「日本語」を習得していなければ通じないのである。

記事にも書いてあるように、「言葉と同時に手話を使って歌った。」

この文章の「言葉」は音声日本語であり、手話は言葉ではないようにとらえられる。

実際に、ここで使われている手話はコミュニケーション手段としての「日本語対应手話」であり、言語としての「日本手話」ではないので、このような記述でも問題ない。

「言葉（日本語）と同時に、手話（手指日本語のこと）を使って歌った。」と解釈をして、日本語と日本語対应手話は同時に使用できるので問題ない。

しかし、別の観点からみると、言語としての日本手話知らない記者にとって、手話は言葉ではないという記者の考えが表れている。

今後、社会において、手話（日本手話）を言葉として言語として認知されるようにしなければならない。

また、手話通訳者について手話の定義があいまいのままであると、手話通訳は「日本語対应手話」のみを身につけた手話通訳でも可となる。

「日本手話」を言語として使用するろう者と手話通訳が通じないということになる。

命に関わる医療現場において、ろう者の「日本手話」を手話通訳者が読み取れず、正確な情報を医師に伝えられず、意思疎通ができず、命に関わる問題に発展しかねない。

手話を言語として使用するろう者のための手話言語条例であるのに、ろう者の生活を守ることができない、本末転倒な条例となる。

手話の定義を「日本手話」とすることで、手話通訳者は、手話言語としての日本手話を習得した通訳者ということになる。

そうすることで、手話を言語として使用するろう者の生活を守る条例となる。

実際に、手話通訳者は手話を言語とするろう者対象に通訳することもあれば、「日本語対应手話など」のコミュニケーション手段としての手話を使用する難聴者や中途失聴者を対象とすることもある。

コミュニケーション手段としての「日本語対应手話」を使用する難聴者や中途失聴者の方々を排除することになることに危惧する意見もあるかもしれないが、それは全くの誤解である。

通訳者は全て健聴者である。健聴者はすでに日本語を獲得している。頭に日本語がある。

そのため、日本手話を身につけても、通訳対象の難聴者や中途失聴者に合わせて、日本語に合わせた「日本語対应手話」を使って通訳することが可能である。

そして、対象が日本手話を使うろう者にも、「日本手話」で通訳することも可能である。

しかし、「日本語対应手話」はできるけど、「日本手話」ができない通訳者が困るということである。

定義をあいまいにすることで、逆に言語として日本手話を使うろう者を排除することになってしまう。

手話を「日本手話」と定義することで、難聴者や中途失聴者を排除することになる危惧する意見について、全くの誤解であることを強く言いたい。

そもそもこの手話言語条例において、手話を言語として使用するろう者など（実際に日本手話を使う難聴者や中途失聴者もいる）と、

コミュニケーション手段として手話（日本語対应手話など）を使用する難聴者や中途失聴者を包括することに無理がある。中身が全く異なるものである。

言語としての手話言語条例とコミュニケーション手段、情報取得手段としての言語の選択（日本語か日本手話）やコミュニケーション手段の選択を保障するものと、別で考えなければならない。

現実的にさまざまな障害が生じているろう者や難聴者や中途失聴者のコミュニケーションや情報保障を守るためには、

別の条例や施策で考えなければならない。

(例えば、市役所のホールでテレビに映し出される市議会の議論のやりとりは、ろう者や難聴者や中途失聴者には理解できない。手話通訳をつけただけでも不十分である。(手話が分からない難聴者や中途失聴者もいる) 字幕を付けただけでも不十分である。(日本語が分からないろう者もいる) 情報保障のためには、手話通訳と字幕の両方をつける必要がある。これが、本当の情報保障である。これは、手話言語条例とは別で情報保障、情報コミュニケーションとして考えていかなければならない。手話で解決する問題ではない。)

全国組織として、ろう者の団体である「全日本ろうあ連盟」と難聴者や中途失聴者の団体である「全日本難聴者・中途失聴者団体連合会」がある。

全国的に展開している手話言語法、手話言語条例に関する運動は「全日本ろうあ連盟」の団体で運動しているものである。

国に対する「手話言語法制定を求める意見書」も、全国の自治体の97%が採決している。現在100%を目指して運動を展開しているところである。

朝霞市も、意見書が採択された。同じく、手話言語条例も18の自治体で制定されている。今後も運動によって、制定される自治体は増える見込みである。

しかし、手話言語法や手話言語条例に関する運動については、「全日本難聴者・中途失聴者団体連合会」は関与していない。

なぜなら、手話を言語として使用していないということだからである。

しかし、実際には、情報保障について様々な問題が生じている。(駅のアナウンスに分からない、字幕がない、要約筆記通訳が足りないなど)

そのために、別の法を目指して、「全日本ろうあ連盟」や「全日本難聴者・中途失聴者団体連合会」やその他の知的障害者の全国組織、盲者の全国組織、盲ろう者の全国組織などと共に運動し、「情報・コミュニケーション法」の制定を目指して運動を進めているところである。

「手話言語法(仮称)」と「情報・コミュニケーション法(仮称)」は別の性質のものであるということは、全国レベルの運動においてもはっきりと分かれている。

なので、手話言語条例とは別に、「情報・コミュニケーション法」の市レベル版の条例や施策が必要であるということは明白である。

手話言語条例において、手話を日本手話と定義することで、難聴者や中途失聴者が排除されるという論理は全く通らない。

逆に、手話を日本手話と定義せずにあいまいにすることで、

	<p>言語として日本手話を使用するろう者が排除されるような内容になることとなり、本末転倒となってしまう。</p> <p>これらのことから、手話の定義を手話言語としての「日本手話」をはっきりと表記することが「朝霞市手話言語条例」が意義あるものとなる。</p>	
2	<p>手話の定義をあいまいにせず、はっきりと示してほしいと思います。</p> <p>現在、日本では「日本手話」「日本語対应手話」などが混在しているが、</p> <p>手話言語は「日本手話」のみということが学術的にも立証されています。</p> <p>それぞれの言語は独立した文法等を持っており、同時に使用することは不可能である。</p> <p>(英語と日本語を同時に使用できないことと同じように手話と日本語も同時使用できないはず)</p> <p>もちろん中途失聴者、難聴者が使用している日本語の語順に沿った「日本語対应手話」などはコミュニケーション手段の一つである。</p> <p>言語としての手話とコミュニケーション手段としての手話をきちんと区別する必要がある。</p> <p>いち早く条例に取り入れた鳥取県の条例では、手話の定義をはっきり示していないため、音声付手話を使う聴者(聞こえる人)が「日本語対应手話」を教えている。</p> <p>これらの手話を教えても実際にろう者に通じず、ろう者の言語でもある</p> <p>日本手話がないがしろにされている。</p> <p>結果的に医療現場、裁判等で通訳が通じず、ろう者の命や人権を守ることができなくなってしまう。</p> <p>こういったことがないように手話言語条例では言語である「手話言語」の定義を明示いただけたら幸いです。</p>	<p>・条例案では、「日本手話」を「言語」として定義しております。</p>
3	<p>朝霞市手話言語条例について、その手話は”日本手話”と明記されているので賛成です。それが必須です。</p> <p>”手話”という単語だけを見たらろう者が話す言語のように見えるが、実際には二種類あります。</p> <p>日本手話と日本語対应手話があり、言語として認められているのは日本手話です。</p> <p>日本語対应手話は、音声日本語にそって単語を並べただけの手話であり、日本手話をメインにしている私達にとって理解するのに時間がかかります。</p> <p>私の経験ですが、これまでに手話通訳を依頼したときや手話付きツアーに参加したとき日本語対应手話を使われるとコミュニケーションとしての役割が失われ、孤独感を感じてし</p>	<p>・条例案では、「日本手話」を「言語」として定義しております。</p>

	<p>まうことがあります。</p> <p>これまでに横浜や東京、他の手話通訳の依頼を経験していますが、しっかりと日本手話を使う朝霞の手話通訳者の質・環境はとても素晴らしいと思います。</p> <p>手話言語条例で”日本手話”ではなく、”手話”に決まれば、日本手話だけでなく日本語対应手話も含まれてしまい、朝霞の手話通訳の環境の質も下がってしまうのでは？と懸念しております。</p> <p>現在の朝霞市手話言語条例（案）はしっかりと日本手話と明記されているので賛成します。</p> <p>”日本手話”でなく、簡単に”手話”でいいのでは？という方がいれば、もっと日本手話の文法やろう文化を学んで頂きたいと思います。</p>	
4	<p>貴条例（案）の概要を拝読して一番に思ったことは、これは日本で初の画期的な条例となるであろうということでした。</p> <p>その理由は「前文」において「ろう者が使用する言語は日本手話である」と明記されており、(2)「定義」において、「日本語とは異なる文法体系を持つ独立した言語」である「日本手話」の定義がきちんとなされているからです。したがって、この条例が成立すれば日本で初めてのほんもの手話条例となるに違いないからです。</p> <p>諸外国（北米、北欧諸国、フランス、ニュージーランド、等々）と異なり、わが国ではろう者の言語である「日本手話」と「日本語対应手話」の対立がこの21世紀になっても未だ存在し（他国では既にこの段階はとっくに乗り越えられて過去のものとなっています）、ろう者の言語である「日本手話」がきちんと認められていないという嘆かわしい現状があります。後者は「手指日本語」というのが正確であると言われるように、独立した言語ではなく、音声日本語の統語法を踏襲し単語を手話で表現したものですから「手話」と呼ぶのはふさわしくありません。</p> <p>日本ではこの「手指日本語」を「手話」と呼んできたせいで、本来のろう者の言語である「日本手話」との関係が曖昧にされてきました。そのことにより、せつかく「手話」の使用が認められ、推進されたとしても、最終的には「手指日本語」が使用されてしまうために、ろう者にとってはあまり意味のないことになってきました。（例 2003年5月に日弁連に提出された「人権救済申立書」と2005年4月に日弁連から出された「手話教育の充実を求める意見書」）</p> <p>したがって、貴条例（案）において「日本手話」という用語が使用され、その定義もなされているのはわが国においては画期的なことで、これをきっかけにして、日本におけるろう者の言語権が真に認められてゆく第一歩になるかもしれま</p>	<p>・条例案では、「日本手話」を「言語」として定義しております。</p>

	<p>せん。ですから、ぜひ朝霞市にその栄光を担っていただきたいと考える次第です。</p>	
5	<p>手話言語条例が制定されるという事で大変よろこんで居ります。</p> <p>すぐに大きな変化があるとは思いませんが、少しでも耳の聞こえない方々（ろう者）の福祉の向上と手話の普及が進むことを願います。</p> <p>手話の普及についてですが、手話を教えることの出来る方も少ない現在、簡単な会話集のようなパンフレットの作成をお願いしたいと思います。</p> <p>若干費用がかかるとはありますが、“カラフル”な手に取りたくなる様な表装で作成して頂きたいと思います。宜しくご検討の程お願い致します。</p>	<p>・ご意見のようなパンフレットの作成につきましては、条例が制定された後に施策として検討してまいりたいと考えます。</p>
6	<p>強く支持いたします。</p> <p>対象となる言語が日本手話という言語名で書かれていること、また、日本手話とは（日本における）ろう者が使っている言語を指していることなどについて明確に定義してあることが大変良いと思いました。この条例案は、この点において画期的であり、現存する手話言語条例とも一線を画すものであると認識しております。</p> <p>これまでの関連条例においては、「手話」という一般的な文言が入っているのみですが、手話には、世界各地で使われているものに加え、世界各国の音声言語を視覚的に表示したものなど、さまざまな種類があります。その中で、地域のろう者が必要とするのが日本手話であることへの認識は、地域社会におけるろう者のニーズを具体的に考えるための土台となる基礎的な情報であると考えます。具体的な言語名を入れることは、逆に言えば、日本語がろう者にとっては第二言語であるという認識にもつながりやすく、生活の諸側面における的確な対応に結びつけるための基盤となると思われまます。</p> <p>日本で使われる手話には、日本手話以外に日本語対応手話などがあります。日本語対応手話は別名「手指日本語」とも呼ばれるように、日本語を視覚的に表現したものであり、文法などは日本語のそれに従います。手指日本語を必要とする聴覚障害者のニーズは、日本語とは異なる言語をつかうろう者のニーズとは異なっていると考えられます。手話言語条例の対象が日本手話であると明記することが、今後、手指日本語や中間型の手話を使用される聴覚障害者の方々のニーズに対する正確な理解にもつながり、必要とされるすべての方々が暮らしやすい地域社会へと発展させていってくださることを心より期待しております。</p>	<p>・条例案では、「日本手話」を「言語」として定義しております。</p>

7	<p>「手話言語条例」に賛成します。</p> <p>本言語条例は、自然言語としての我が国における聴覚障害者の言語である日本手話の言語権を全国に先駆けて認める、画期的なものになると確信しております。</p> <p>他地方自治体の手話言語条例では、「モードとしての手話」を規定したに過ぎず、「言語」としての日本手話を話す「ろう者」の言語権を保障したものにはなっていませんでした。「手話を言語として認める」ということが、曖昧に規定されてしまったせいで、音声言語である日本語を手指として表わす表出モードの変換について対策がなされていけばよいという条例になっていたといえるでしょう。現に、「ろう者」には楽しめない人も多い手話歌を歌ったとか、鳥取県での手話条例のCMでは日本手話としては確実に間違った表現が入っていたとか、その指導は聞こえる手話通訳が行ったからだとか、それ以上に手話の指導者が聞こえる人でまかなわれていることが多いとか、そういった話がそこかしこから聞こえてきます。</p> <p>確かに「手話」とだけ記述し、「日本手話」としないほうが、行政的にカバーできる対象者の数は多くなるというメリットがあります。聴覚障害者は社会のマイノリティですから、もともと「日本手話」を使っている人は少なく、日本語を手指表示にする「日本語対応手話」を使う人たちもまた人口比では少ないのです。だから抱き合わせで「手話」とだけ表現することで、どちらの需要にも応えようというのは間違った判断とは言いにくいです。</p> <p>ただ、私が「日本手話」と書くことを支持したいのは、マイノリティに対する施策であることを考えるのならば、実施において「日本手話」を話す人がより安心して暮らすための施策はひとつは必要だと思うからです。もし、「日本手話」のみを定義し、推進していくのは不公平感が出るのであれば、自然言語としての手話である「日本手話」と、日本語を手指で表わす「日本語対応手話」どちらも保障する、と明記し、どちらにも対応していく構えを見せると同時に、どちらの施策も同時並行で実施していく必要があります。</p> <p>いち早く手話が自然言語であることを発見したのはアメリカの言語学者達でしたが、これは1960年代のことでした。それ以降欧米では手話の言語学的な研究が進み、世界ろう連盟（World Federation of the Deaf）ではその最先端の学説を元に、様々な声明を出しています。手話が自然言語であること。これは各国、各地域に固有のものであること、それぞれ固有の構造を持つこと、それが現地の音声言語と異なる文法構造、概念体系を持っていること、先天的に聞こえない者にとって、思考・認知の下支えとなるのは手話でしかありえないこと、故にろう児の教育は現地の自然言語である手話でなされるべきであること。これらが国際的に最先端の学術研究の成果を元にした世界ろう連盟の「ろう者の言語とその権</p>	<p>・条例案では、「日本手話」を「言語」として定義しております。</p>
---	--	---------------------------------------

利のための声明」には含まれています。

故に、朝霞市の手話言語条例はこれに合致していると言えます。

さて、日本手話は、確実にさかのぼれる起源は、明治時代です。聾学校ができ、ろう児が集められたことで、自然に生まれた言語だとされています。最新の研究ではニカラグアで1979年、聾学校が新設され、きこえない子どもたちがその場限りのコミュニケーション手段として使っていた身振りが、自然言語としての複雑さを獲得することが記録、証明されました。彼らの言語は、現地の音声言語とは異なる構造を持っており、しかし十分に豊かであることがわかっています。日本手話も同様に、日本語とは異なる系譜をもっています。もちろん文化や語彙の影響は受けていますが、構造は全く別のものです。自然言語が生まれるというプロセス自体が人間のもつ能力を示しており、これを観察できるのは音声言語ではありません。現在までの所、手話言語だけになっています。こうした学術的に価値の高い言語に重要性を見いだすのは、言語学者だけではないでしょう。この自然発生した文化は、世界的な「遺産」であるともいえるでしょう。

現在の日本のろう者は、高齢者ではその教育環境から日本語の読み書きがほとんどできない人もおり、他の世代でも、日本語が得意でもその場でのコミュニケーションでは、うまくいかないことも多いです。聞こえない人にとっての「発音」は緊張感を伴いますし、不明瞭な人も多いです。読唇ができるといっても、「たばこ」と「たまご」、「さいふ」と「アイヌ」は同じ口型です。情報が抜け落ちることも多いです。また、子どもにとって、書き言葉や読唇、聞こえない環境での「口話」の訓練だけでは、言語習得に遅れが出ることは、多くの研究が示しているところです。

口話の補助手段として、日本手話からの借用で手話の語彙を日本語に並行してつける「日本語対应手話」あるいは「手指日本語」と呼ばれているものもあります。この、現地語に対応する手話については、各国で開発されましたが、結局音声言語をある程度獲得してから聞こえなくなった人でないと上手く使いこなせず、自然言語としての手話に構造が寄って行ってしまうことが知られています。そうして音声言語を上手く身につけられなかった人は、自然言語としての手話を話す集団に合流し、ようやく自らの「第一言語」を手に入れることになるのです。

世界ろう連盟（World Federation of the Deaf）では、最新の研究成果に基づき、手話をろう者の第一言語として獲得すべきものとし、社会との調和を図るべく、現地の言語の書記形態、あるいは音声形態を第二言語として習得することが、ろう児の権利だとしています。

「日本手話」と明記された条例は、その実践に自ずと当事

者が必要になるようにできています。指導にも「ろう者」があたり、何かしらの企画にもろう者が携わる必然性が出てくるでしょう。こうした実践の中にこそ、地方自治の豊かさがあらわれていくのではないかと思います。

8	<p>貴市の案の「日本手話」とは、手話を必要とする市民、手話を必要とする市民が使用する言語で、手指や体の動きだけでなく、顔の部位などが文法役割を果たす視覚的に表現し、日本語とは異なる文法体系を持つ独立した言語のことをいいます。」という定義は、多くの手話言語でも用いられている定義にも準じており、良い定義であると思われます。またこうした「日本手話」と一般に呼ばれている、日本のろう社会で使われている手話について、その位置づけや市行政としての取り組みの方向、市民の役割などを明確にした貴市の条例案は、ろう者の市民の貴市におけるそれ以外の市民と同党の権利を保障していくための基盤という意味、国連障害者の権利条約にも則った良いものであると思ひます。</p> <p>特に、日本手話は、ろう者の自然言語であることを踏まえると、たとえば、ろう児が最も制約の少ない形で言語獲得をする環境を整える場、たとえば、ろう学校の教育の場では、こうした言語の保障がなされることは最低、行政が用意すべき環境であると考えられます。</p> <p>日本手話は、言語学で言うコミュニケーションのチャンネルが、視覚・手指モーダリティによっており、音声日本語の聴覚・音声モーダリティとは異なっています。こうしたモーダリティの違いは、当該言語の構造にも影響しており、それが日本手話が音声日本語と異なる言語体系を持っていることの理由にもなっています。言語体系の違いを通常、文法の違いと言語学では呼んでいます。音声日本語と音声フランス語が異なるように、日本手話とフランス手話も異なった言語です。つまり、手話は各国毎に文法も異なっていますが、それは音声言語が異なっているからではなく、ろう社会の歴史の中で言語が発達してきた歴史によるものです。手話は、周囲のマジョリティの音声言語からの借用などの影響は受けていますが、基本的に音声言語とは独立した言語体系を持っています。このため、フランスとアメリカでは、音声言語は仏語と英語と全く異なった文法を持っていますが、手話は歴史的な経緯から似通ったものになっていたり、逆に同じ音声英語を使用しているアメリカとイギリスでは手話が互いに異なっています。</p> <p>すなわち、コミュニケーションのチャンネル（モーダリティ）の違いと言語体系の違いを区別することが大切です。日本では、そうしたことについての理解が不足しているために、コミュニケーションのチャンネルが同じものをすべて同じ言語とひっくるめてしまう（言語体系が異なるのにも関わらず）動きがあり、そうした言語の違いを理解せず、コミュニケーションのチャンネルだけで名称を付けてしまい、「日本手話言語」のような他では見られない新造語を使う人たちもごく一部にいます。もちろん、コミュニケーションのチャンネルだけでこうした名前を付けることは言語学的には明らかに間違</p>	<p>・条例案では、「日本手話」を「言語」として定義しております。</p>
---	--	---------------------------------------

	<p>っています。音声英語と音声フランス語が共にコミュニケーションのチャンネルが音声だからと、一緒くたにして考える人はいないと思います。貴市の条例案では、そうした問題にとらわれることなく、きちんと言語的な区別を踏まえた定義をされ、日本手話という用語を用いていること、大変に素晴らしいことと思います。ぜひ、この方向で条例案を作っていくて頂ければと存じます。</p>	
9	<p>現在、ろう当事者団体である一般財団法人全日本ろうあ連盟が展開中の「手話言語法制定推進事業」において、「市町村手話言語条例モデル条例案」（添付）を出していますが、その前文にある手話の定義は十分ではないと思います。</p> <p>一般財団法人全日本ろうあ連盟の市町村手話言語条例モデル条例案における手話の定義前文より一部抜粋</p> <p>「手話は、音声言語である日本語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解しあうために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として大切に育んできた。</p> <p>ちなみに、モデル案では、本文で手話に関する定義については言及していません。それに対し、朝霞市の案は、本文（案の2ページ）に（2）定義をいれ、かつ、明確に「日本手話」という名称を明示していることは非常に評価できると思います。音声言語である日本語に対し、手話言語は「日本手話」です。</p> <p>また、学問（アカデミズム）の世界でも、日本のろう者の手話の呼称として「日本手話」が定着しています。</p> <p>「日本手話」は、いわゆる「手指日本語（日本語対応手話）」とは異なるものです。音声日本語を話しながら手話をしている人々がありますが、区別することは大事だと思います。このふたつは似て異なるものだからです。手指を使うという意味では同じですが、「日本手話」は、日本語とはまったく別の音韻・文法・語彙の各体系を有しています。また、「日本手話」は、両親ろうのろう者の母語であり、また、子ども時代をろう学校で過ごした人たちの第一言語（もっとも得意とする言語）です。最近では、ろう学校を経験していない人達（普通校にインテグレーションした人達）がろう社会に参入し、そこで日本手話を習得し、日本手話を第一言語とする人々も現れています。</p> <p>「手話」を「日本手話」と「手指日本語（日本語対応手話）」とふたつに分けることは、ろう社会を分断することになるとして、「日本の手話はひとつ」と主張している人がいますが、その主張こそが、ろう者や日本手話を抑圧することになると思います。そういう主張をしている人がいるために、ろう者</p>	<p>・条例案では、「日本手話」を「言語」として定義しております。</p>

にはわかりづらい「日本語対応手話」しか使えない（＝日本手話を学んだ機会がなかった）手話通訳者に「わからない！」ということもできず、我慢を強いられているろう者が多数います。そうした悲劇が起こらないよう、朝霞市では、ろう者が安心して日本手話による市民サービス（手話通訳の派遣等）が受けられるように切に願うものです。

それから、もう一点だけ、条例案に対して、意見をいわせてください。

鳥取県は、日本で最初に手話条例を制定した県として知られていますが、その条例の附則の中で、手話の定義について、こう書かれています。

「ろう者は、物の名前、抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する手話を音声の代わりに用いて、思考と意思疎通を行っている。」

鳥取県の手話の定義は、残念ながら評価できるものではありません。なぜなら「音声の代わりに用いて」という文章が入っているからです。日本手話は決して音声の代わりではないのです（日本語が英語の代わりにはならないのと同じように。）

この表現では、ろう者は音声で話せないから、代わりの手段として手話を使っているのだというふうにも読めるからです。そこには、聴者優位の見方が露呈しています。

朝霞市の条例案の前文の一部にある「聞こえる人にとっては話すことは当たり前ですが、障害があるため、話をすることが難しい人もたくさんいます。」という表現は、多少問題があるかもしれません。脳性まひや失語症によって音声言語を話すことは難しい人はいるかもしれませんが、ろう者は「聞こえない」という障害があるために手話を話しているわけではないからです。（現に、聞こえなくても、音声で話す人がいるため。）

ろう者は、両親がろうであったり、ろう学校で年長のろう者と出会うことによって、視覚による言語（日本手話）を自然に使うようになります。そのことがわかるようなことを条例の前文にいただけるとより良いと思います。具体的には、「聞こえる人にとっては音声で話すことは当たり前ですが、音声以外のことばで話す人もいます。」というふうに書いてくだされば、良い視点を持つ市民を育てることになると思います。

長文のコメントになりましたが、朝霞市の手話言語条例が、全国の自治体の条例の良きモデルとなることを切に祈ります。

10	<p>私は生まれつき耳が聞こえませんが、自分自身では自分が聞こえないのだということを意識することなく大きくなり、7歳で秋田県立ろう学校に入学しました。入ったばかりの頃は絵も文字も意味がわからぬままに写したりしていたように思います。</p> <p>ろう学校は自宅から遠かったので、入学と同時に寄宿舎に入りました。年長の子供たちの手話が飛び交うのを見ながら、徐々に手話を身につけていきました。しかし学校では手話は禁止されていたので我慢して、寄宿舎では手話で楽しく話すという繰り返しだったのです。特に4年からは手話は大変厳しく禁止されましたので、手話が通じる寄宿舎の楽しさは格別でした。</p> <p>夏休みなどの長い休みには自宅に戻ります。私の家は両親と兄弟5人の7人家族です。家族と久しぶりに会えるのは大変うれしかったのですが、私以外は健聴者ですので、誰とも話が通じず、家で過ごす日々は苦しく、また退屈でもありました。家族が笑いながら話を交わすのをとても悔しい思いをしながら見ていました。戦後間もなく、本も少ない時代ですから、同じ本を繰り返し繰り返し読む以外にすることもありませんでした。寄宿舎では手話が通じるので、自宅の疎外感は大変辛く退屈に感じられました。</p> <p>小学校1年から3年までは口の形を読み取ったり、発音の訓練を繰り返し受けました。「あいうえお」は何とかなりましたが、「か行」は喉の奥で舌を使うので大変難しく、結局うまくできるにはなりませんでした。さ行、た行など、すべての発音を繰り返し練習したことは今も忘れられません。それでも「か行」はうまくなりませんでした。</p> <p>小学校4年になってようやく1年生の教科書での勉強が始まりました。5年生で2年生の教科書を、6年生で3年生の教科書を、と3年遅れで勉強をしたのです。それもやむを得ないことだと思っていました。</p> <p>ろうの夫と結婚してからも、健聴者とのコミュニケーションには苦手な筆談をして、生活をしてきました。体調が悪くなれば、近所や友達にお願いして病院に電話をしてもらったり、連れて行ってもらったりしましたが、症状を伝えたくても、結局は通じないこともありました。マンションに入居して、自治会の持ち回りの当番など分からないことも多く、それも仕方のないことだと思っていたのです。そんな暮らしが長く長く続きましたが、平成20年度から手話通訳派遣が始まって、本当に嬉しかったです。生活が大変楽になりました。</p> <p>朝霞市で日本手話言語条例ができ、手話で話す機会や場所が増えるのは嬉しいです。</p>	<p>・ご意見のような状況を踏まえ、条例を制定することとしました。</p>
----	--	---------------------------------------

11	<p>私は朝霞で生まれて育ちました。川越に盲啞学校がありましたので、学齢期になってからは、視覚障害の姉と一緒に通っていました。幼い私が目の見えない姉の手を引いて、毎日学校に通っていたのです。姉の手を引いて歩きながら、つい通り沿いの店に気を取られて、車に跳ねられてしまったことがありました。頭を怪我したのですが、耳が聞こえない私は自分がどのような状況にあるのか説明もされないので分からず、包帯姿のまま他の子たちと遊んで、重ねて怪我をしてしまうような経験もしました。そのために長くろう学校を休んでしまう結果となり、勉強が遅れてしまったように思います。</p> <p>小学5年生に上がる時に、大宮ろう学校と坂戸ろう学校が開校しました。どのような経緯で決まったのか、私にはまったく分らなかったのですが、ある日、母から坂戸ろう学校に連れていかれて、それから高校3年生まで通学しました。その後、結婚して子供が二人生まれて、現在は息子家族と一緒に生活をしています。</p> <p>苦しかった思い出と言えば、やはり耳の聞こえる人たちの話に入れなかったことです。母が近所の人たちと集まっているときなど、楽しそうに話す輪の中に入ることもできず、ただ見ていることしかできませんでした。それは幼かった時に限らず、ずっと大きくなるまで変わることはありませんでした。母に話しかけようとすれば怒られた時の母の怖い顔、大変辛い思い出です。母とのコミュニケーションらしいものと言えば、「電車／行く」「ごぼん」程度の身振りくらいでした。母や兄弟との会話もほとんど無いに等しく、兄弟が授乳するようなしぐさをしてどこかを指さしたら、「ああ、母が私を呼んでいるんだろう」と推測するという状況でした。今は手話が普及していますが、昔はそんなことはありませんでした。私はまわりの状況をただ見ているしかなかったのです。</p> <p>子供のころから、耳が聞こえないと結婚も無理だと言われ、自分でもそうかもしれないと思った時期もありましたが、いつか社会も変わるかもしれないと思いながら長い歳月を我慢して過ごしました。</p> <p>平成20年から朝霞市で手話通訳派遣が始まり、必要な時にはいつでも手話通訳派遣を頼めるようになりました。夫は大病を患いましたが、そんな辛い時も手話通訳を頼むことによって、治療や手続きが順調に運びました。また、情報が不足して困る時にも相談に行けば、手話通訳者が手話で理解できるように説明してくれます。本当に苦しいこともたくさんありますが、手話通訳を介して解決する方法があることが分かり、とてもよかったと思います。</p> <p>朝霞市で手話言語条例ができて、日本語と手話が対等と認められることは大変嬉しいことです。病院や銀行など利用するときにもっと便利になれば有難いと思っています。</p>	<p>・ご意見のような状況を踏まえ、条例を制定することとしました。</p>
----	---	---------------------------------------

<p>12</p>	<p>ろう者に苦しかったことをお聞きするときに、一番に出てくるお話しが、家庭における疎外感です。</p> <p>今は、ろう教育において手話を導入する学校が増え、ろう学校内で両親に手話を教える教室を備えているところも増えてきました。特に埼玉の二つのろう学校では親も子も先生も手話で会話する様子が見られます。そこには手を後ろで組まされたり、縛られたりして、目ばかりキョロキョロさせていた不安そうな昔の子供たちの姿はありません。</p> <p>こんな光景を見て、高齢のろう者はよく「ずるい」と表現します。私も母と話したかった、発音の訓練ではない母子の会話を楽しみたかった、と。</p> <p>また、聞こえない子どもと十分なコミュニケーションをとれないということは、常に本人はこれから起こること、今起こっている状況を誰からも説明されないということです。自分がどこの学校に入るのか、どうして寄宿舎に連れてこられて、どうして自分を置いて親は帰ってしまったのか、自分の怪我にどんな治療をされるのか、それが痛いのか、何を怖がればよいのか、何を安心すればよいのか、これから何を気をつければよいのか・・・何も知らぬままにいきなり注射を打たれ、何の説明もないままに治療が始まる。次は何が起きるのか怖くても誰にも説明を求められない、苦痛を訴えられない。</p> <p>これから育つ聴覚障害を持つ子供たちが、将来こんな思い出を抱えて生きることが無いように祈ります。物心ついた時から訓練ばかりに歪められることのない愛のある会話で育ち、自分にこれから起きることを説明してもらえ、自分の意思を尊重してくれる環境、生き生きと暮らさるろう者の大人のモデルと出会うことができる社会、そんなろうの大人を見ながら自分の将来にも夢を持てる社会が作れることを、私自身も目指していきたいと思います。</p> <p>私は手話通訳者をしておりますが、時々、日本語でも自分の意図を正確に相手に伝えることのむずかしさを痛感することがあります。</p> <p>手話を母語とするろう者は、日本語が読み書きできて当たり前、それが一人前の人間と求められる社会の中で、どれほどの苦痛と疎外感を抱えて生きていることでしょうか。</p> <p>日本語とは違う文法を持つ手話が手話言語条例制定により言語として認められて、どんな場面でも手話で理解することを求める権利が認められることで、1980年に国際障害者年で打ち出された「完全参加と平等」という社会によりやく今、近づくことができると期待しております。</p> <p>最大の課題の一つは人材の養成です。手話を言語として認め、十分な情報提供ができる市を実現するためには、手話通訳者の存在が欠かせません。養成と共に、手話通訳者が職業として成立できるよう、身分保障についてもご一考頂きたい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者の身分保障、財政的措置に関しましては、施策として位置付けるものと考えております。 ・ご意見のような日本手話を普及させるための周知につきましては、条例が制定された後に検討してまいりたいと考えております。
-----------	--	---

と考えます。この条例は理念型条例に分類されるものだと思いますが、理念を実施するには財源も必要になります。条例の中に財政的措置が含まれるかどうかが大変懸念されるところですが、どうかご考慮いただけますように、よろしくお願いしたいと思います。

さて、最初に都道府県として条例を制定した鳥取県では、条例制定後、聴覚障害者へのアンケートなどは積極的に動画を活用してホームページにアップされていると聞きます。幸い、朝霞市内には豊かな手話表現をする当事者がたくさん住んでいます。社会資源の一端としてご活用いただき、市内の聞こえない方々が一目で理解できるお知らせ、告知などを実施していただければと思います。手話学習者も閲覧する機会が増えることでしょう。どこよりも活気ある朝霞市のホームページになることにも期待が膨らみます。さらなる情報アクセス・コミュニケーション支援にもご検討を進めていただけますよう、心よりお願い申し上げます。